

あなたに伝えたい



上尾市議会議員（無所属）

市政&議会

井上しげる レポート

発行 2016年1月 No 33 〒362-0031 上尾市東町2-4-11 TEL 773-3436
E-mail shigeru1952@hotmail.co.jp ホームページ <http://5-inoue.com/> FAX 773-3436

12月市議会の
報告します

平成27年度一般会計補正予算案 1億1298万2千円の増額補正
第3子以降の3歳未満児の保育料を無料化(埼玉県事業の実施に伴う)、
ふるさと納税の寄附額増加に伴うお礼品代等を増額を計上

12月定例市議会は、12月14日に開会され、市長からは、平成27年度一般会計補正予算案、平成27年度上尾市国民健康保険特別会計補正予算案など22議案が提案されました。平成27年度一般会計補正予算案は、1億1298万2千円の増額補正で、計上された主な事業は、埼玉県の多子世帯保育料軽減事業の実施に伴い、保育所等に入所する第3子以降の3歳未満児の保育料を無料にすること、ふるさと納税制度による寄附額の増加に伴い、お礼品などの事務経費の増額などです。

上尾市中央図書館用地買収のための不動産鑑定等に予算533万5千円 上尾政策フォーラムは反対

また、市民から「移転計画」の見直しが求められている(仮称)上尾市中央図書館の用地買収のための不動産鑑定及び物件補償調査の経費について、上尾政策フォーラムは、市民への周知や理解が得られていないなか、予定を早めて、12月補正予算で用地買収の準備をする予算案に反対しました。反対討論の要旨は4面をご覧ください。一般会計補正予算は、新政クラブ、公明党などの賛成多数で可決されました。その他の主な事業は下表のとおりです。

[一般会計補正予算に計上された主な事業]

(単位：千円)

事業名	補正額	事業内容
バス輸送充実事業	3,328	ぐるっとくんのダイヤ、ルートを再編する
選挙管理委員会事業	1,478	選挙権年齢が18歳に引き下げられることに伴うシステム改修
障害児通所給付事業	47,524	放課後等デイサービス等利用者の増加に伴い給付費を増額
予防接種事業	1,330	里帰り出産等により子供の予防接種を県外で受ける人の増加による
NBC災害対策事業	2,068	化学物質の特殊災害に対応するため除染ソリューションを更新
(仮称)中央図書館整備事業	5,335	予定地の買収のための不動産鑑定、物件補償調査
郷土愛育成事業	10,000	老朽化した説明板の改修、文化財マップの作成

3月定例市議会は、2月25日開会予定です。ご意見・ご要望をお寄せください。

井上しげるが上尾政策フォーラム代表して行った反対討論の要旨

新図書館は巨額の税金投入する事業 市民への説明と理解を得て、丁寧にすすめることが必要です

議案第 72 号「平成 27 年度上尾市一般会計補正予算（第 3 号）のうち（仮称）中央図書館整備事業 533 万 5 千円の支出について上尾政策フォーラムを代表して、反対討論を行います。

反対する第 1 の理由は、平成 29 年度用地買収に合わせて不動産鑑定、及び物件調査委託を実施するとしていたものを、会計年度 3 か月を残すだけの 12 月定例会に急いで補正予算として上程する必要がないということです。当局は、当初予定していた土地収用法の事業認定が、難しいので買収予定のスケジュールを平成 29 年度から平成 28 年度に前倒しすると説明しました。しかし、事業認定から公有地拡大の推進に関する法律で行うことに変更したこと、不動産鑑定及び物件調査委託料を急ぎよ 12 月定例会に提案することとは別の問題です。むしろ議会に対して、事業認定から「公拡法」に変更する理由やそれに伴う建設スケジュールの変更について、その経過をきちんと説明し、その後に予算を提案すべきであると考えます。また、不動産鑑定や物件補償は地価変動等があるため年度内の用地買収であれば、地価変動のない期間内で行うことが必要であり、来年度途中に時点修正が発生する可能性があります。時点修正が必要となれば経費がかかり、二重投資になり、税金を最小の経費で執行すべき、行政と議会にとって基本的姿勢に係る問題で、むしろ急ぐべきでないと考えます。

第 2 に当局が示した図面でも図書館スペース自体が縮小し、学習室や会議室を入れても 3000 平方メートル以上となっているにもかかわらず、今議会でも基本設計の概要が明らかにされず、4000~5000 m²と従来通りの計画を繰り返すだけで、この部分の矛盾をしっかりと整理し、説明することが必要であると考えます。

そして第 3 に今回の市議会議員選挙は、図書館のことについて多くの市民から様々なご意見をいただく機会となりました。市議会議員選挙をつうじて多くの市民の方が、中央図書館建設、特に上平公園西側に移転する計画を知り、様々なご意見をお持ちだということがわかりました。市民の多くは、きちんと情報を公開して、建設地も含め市民の声を聴いてほしいということです。

今年の 10 月には、愛知県小牧市で、42 億円の図書館建設の賛否を問う住民投票が実施され、反対が賛成を上回る結果となり、現計画の具体的な問題点を市民も交えて検証を行っていくことや設計業務等契約を結んでいた業者とも契約解除を決めました。図書館建設は、巨額の税金を使う大規模事業であり、図書館基本構想、基本理念でも「市民とともに歩む図書館」を掲げているわけですから、市民に説明し、ご理解を得ながら、急ぐことなく、丁寧にこの事業をすすめていくことが必要だと考えます。市民が育み、誇れる図書館を作り上げていくことが、将来的に 23 万都市にふさわしい図書館に繋がっていくと考えます。

井上しげる 一般質問の動画をご覧ください。上尾市議会のHPからアクセスできます。



みなさん こんにちは！

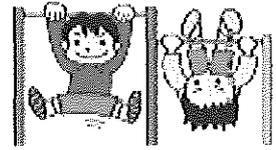
またまた 新しい年がやってきたね 今年もどうぞよろしくね！ そしておかげさまで お父さんも当選できました

これからも ぼく（りき）のつぶやき 読んでもらえて ウレシ〜イ ワン！

平成28年4月で 全小学校の特別支援学級設置を完了する予定

特別支援教育について

全小学校への特別支援学級の設置と学級数、児童数について、「現在、市内16校、32学級において123名の児童が特別支援学級で学んでいる。来年度は、さらに平方、尾山台、原市南、西、平方北、上平北の6校に設置できるように、現在教室整備を進めており、全小学校への設置が完了する予定」と答弁し、計画どおり進んでいることを明らかにしました。



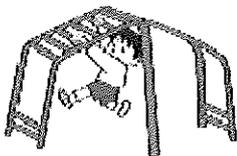
中学校の特別支援学級 4月から大平中学校に設置予定

中学校への設置予定については、「市内6つの各地区に1校の設置を目指してきて、平方地区の大平中学校へ今年度教室整備をし、平成28年度から開設する予定」であることを明らかにしました。また、今後の設置については「設置校の状況を見ながら必要に応じて検討する」と答弁。中学校においても各地区1校ということではなく、小学校同様に各中学校への設置を要望しました。

長年の要望の中学校の通級指導教室 上尾中学校に4月に設置予定 芝川小に難聴・言語障害の通級指導教室を設置申請

中学校にも通級指導教室の設置をと要望してきたことについては「今年度、上尾中学校に発達障害・情緒障害通級指導教室を設置できるよう現在申請している。埼玉県教育委員会から教員が配当されることより設置されることになる。」と答弁しました。

また、小学校の通級指導教室の今後については「平成29年度に芝川小学校に難聴・言語障害通級指導教室を新設できるように引き続き申請していく。」と答弁しました。



支援員(アップ・スマイルサポーター)の増員を 各校からの要望数は332名

特別支援学級の設置だけでなく、「通常の学級」にどう活用していくのかも課題と指摘し、アップ・スマイルサポーターの増員と巡回指導などで一人一人の子どもたちに支援を進めていくことの必要性を要望しました。市教委は、「平成27年度当初、学校からの申請数は332名となっており、個々の児童・生徒の状況や学級の様子を参観し、総合的に判断してアップ・スマイルサポーターを配置している」と答弁し、改めて支援員の増員の必要性が明らかになりました。

発達障害への生涯トータルな支援策と相談体制を

また、発達支援相談センターが設置されたものの、発達障害への生涯トータルな支援策や相談体制が確立されていないことを指摘し、中学卒業後や就労など支援、相談体制の明確化を求めました。市は、「障害福祉課で発達障害を含む全般に相談業務など各種サービスを行っている。発達障害にかかる相談について、センターと障害福祉課の情報共有、連携を図る」との答弁するにとどまりました。



井上しげるの一般質問

(仮称)上尾市中央図書館建設について

井上しげるは、12月定例会で ①上尾市中央図書館移転建設計画
②特別支援教育について一般質問を行いました。

次々、変更される新図書館移転の計画

①事業手法の変更 事業認定から「公拡法」へ 埼玉県から「事業認定を受けるのは非常に困難」

市は、新図書館建設の事業手法について、土地収用法の事業認定を取って進めると説明してきました。事業認定の手法によると土地の買収時に地権者は所得税の5000万円の控除を受けることができます。事業認定を埼玉県から受けるためには、事業の内容、規模等の審査が必要です。市は埼玉県との協議のなかで、なぜ上平公園西側の位置なのか、買収面積はなぜ7000㎡必要なのか、なぜカネが必要かなどについて「埼玉県から説明が求められ、それが埼玉県に認められ、認定を受けることは非常に困難なこと」と答弁しました。(文教経済委員長報告)そのため用地買収の手法を事業認定から「公有地拡大の推進に関する法律」(公拡法)に変更。事業手法という事業の基本から変更する必要性が明らかになりました。

②事業スケジュールの変更 事業手法の変更と「最適化事業債」期間が29年度までの時限措置が理由

市は、建設スケジュールをH27基本設計、H28詳細設計、H29用地買収、H30～31建設、H32オープンと説明してきました。しかし、事業認定が取得できないため用地買収の予定を一年前倒して進めると変更説明しました。そして、早めるもう一つの理由が財源。市は「平成29年度までの時限措置である『公共施設最適化事業債』を可能な限り活用したいため、平成29年度早期の工事着手を行いたい。」と答弁。平成30年度建設では「公共施設最適化事業債」を受けられる保障がありません。時限措置であることは当初からわかっていたことです。スケジュール変更の理由にはなりません。財源も後追いになっていたことがわかります。

③多層階への変更 「多層階ではなく2階以下」を「一部3階」と基本設計で変更

市は、図書館現在地や西口大駐車場で替えができない理由に、面積が狭いので「多層階になる」と主張してきました。「多層階になれば安全管理や利用者の利便上、各階にスタッフを配置しなければならず、人件費のアップにもつながる」などの理由をあげ、「2階以下」を目標に候補地を決定したと説明してきました。しかし、今回の基本設計の検討のなかで「一部3階」になることを明らかにしました。そして「多層階とは？」との問いに、「多層階とは基本的に4階以上」と見解の変更を行いました。

基本設計の契約遅れる 7/27の計画との整合性や最適化事業債の青少年センター部分の適用を検討中と答弁

基本設計の契約が9月24日に遅れた理由について、市は「公共施設等管理計画」や起債の関係などでずれ込んだと認識していると答弁しました。「公共施設最適化事業債」の範囲は、図書館部分2000㎡部分だけかとの確認に「青少年センター部分についても適用を検討している。」と答弁し、青少年センターも事業債の対象に検討していることを初めて明らかにしました。

